交通捜査室

～暴走族対策だより～

愛媛県警察では、悪質・危険な交通事故・事件捜査の強化及び暴走族の取締り強化を図るため、平成２５年４月から、警察本部内に「交通捜査室」を設置し、取締体制を確立するなど、県民の皆さんの安全で安心な生活・日常を脅かす暴走族の徹底した取締りを実施しています。

◎暴走族の検挙状況◎

共同危険行為等の禁止違反及び整備不良の検挙状況							
	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
共　　危	２件	１件	２件	４件	２件	０件	１件
整備不良	19 件	３件	６件	11 件	５件	15 件	64 件

※共危＝共同危険行為等の禁止違反

車　両　押　収　状　況							
	Ｒ１	Ｒ２	Ｒ３	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ６	Ｒ７
二　　輪	19 台	11 台	７台	７台	７台	０台	１台
四　　輪	０台	０台	０台	１台	０台	０台	０台

◎暴走族取締活動◎

暴走族取締りは、管轄警察署や交通機動隊等と連携して、覆面パトカー等での追跡やビデオカメラ等による採証活動を行い、整備不良車運転、ナンバー隠ぺい、共同危険行為等の禁止違反等を検挙しています。

※　共同危険行為等の禁止違反

- **２年以下の懲役又は５０万円以下の罰金**
- **行政処分の点数は２５点（運転免許は取消です！）**

◎最近の暴走族の特徴◎

- 原付車２～３台の小集団による暴走行為が主流となっている。
- 大半は少年であり、低年齢化が著しい。
- 夜間コンビニエンスストアや大型商業施設等にい集する。
- ナンバーを隠し、又はマフラーを改造し爆音走行を行う。
- 信号無視や蛇行運転、道路一杯の広がり走行等による通行妨害をする。
- 暴走行為だけでなく、窃盗や公務執行妨害などの犯罪も行っている。

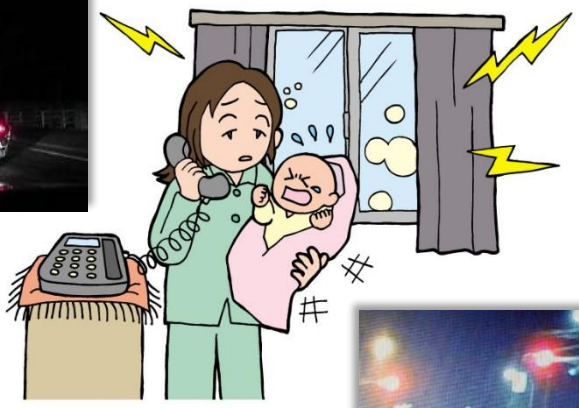

◎旧車會の取締活動◎

『旧車會』とは、旧型の四輪車、二輪車を愛好する者又は運転する者のグループをいい、中には、二輪車等を暴走族風に改造して違法行為を行う、または、行うおそれがある個人・グループもあります。

警察は、採証活動等の他、違反行為等があれば、取締りを実施しています。

◎愛媛県暴走族等の追放の促進に関する条例◎

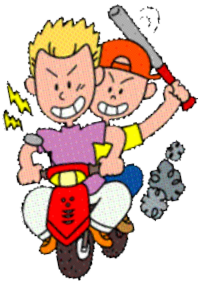

愛媛県では、暴走族を根絶するため

「愛媛県暴走族等の追放の促進に関する条例」

（平成 13 年 12 月 25 日公布、平成 14 年 4 月 1 日施行）

を制定しています。

この条例では

- 暴走行為を助長した者に罰金を科する規定
- 県民や保護者等の責務

などが規定されています。

暴走行為のあおりの禁止
道路や広場等の公共の場所に集まった場合、暴走をしている者に対して、声援、拍手、手振り、身振り又は旗等を振ることにより、暴走行為をあおってはいけません。 ※　公安委員会が指定する暴走行為助長禁止重点区域で共同危険行為等の禁止違反に該当する**暴走行為をあおった場合**は**１０万円以下の罰金**
県　民　の　責　務
・　県の実施する施策に協力するよう努めよう ・　暴走行為を認知すれば警察官に通報するよう努めよう
保護者・学校・職場関係者の責務
・　暴走族に入らせない、暴走族をやめさせるよう努めよう ・　暴走をさせない、暴走を見に行かせないよう努めよう ・　暴走族に入っていることを知ったときは、離脱させるように努めよう
事　業　者　の　責　務
・　違法改造車両・部品を売らない、違法改造をしない、請け負わないよう努めよう ・　暴走族に燃料を販売しないよう努めよう ・　暴走を助長する刺しゅう・ステッカーの作成を請け負わない、販売しないよう努めよう

「暴走をしない　させない　見に行かない」

◎　暴走族の動向や、不正改造車両の隠匿などに関する情報はこちら　→